

陽性者の療養期間（自宅療養の場合）

療養期間

- ①発症日を0日とし、7日間経過した場合（かつ症状軽快後24時間経過した場合）、8日目から解除
- ②無症状の方は、検体採取日を0日とし、7日間を経過した場合、8日目から解除

発症日・検体採取日



療養期間の終了

- ・原則、療養期間終了の連絡は行っていません。
- ・療養期間が終了すれば、通常の生活にお戻りください。
- ・健康状態にご留意いただき、引き続き感染対策をお願いします。

★職場復帰等の際に療養期間終了の証明などは必要ありません。

（医療機関の負担になりますので、陰性証明目的の受診は、控えていただきますようお願いいたします。）

★療養証明については、以下の番号にお問い合わせください。

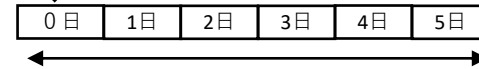
076-444-2176（新型コロナ相談窓口）

濃厚接触者（同一世帯内の全ての同居者）の自宅待機期間

待機期間

- ・感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日とし、5日間（6日目解除）

陽性者の発症日 または
感染対策開始日



待機期間中に症状が出た場合

- ・かかりつけ医に電話で相談の上、受診してください。

待機期間の終了

- ・原則、待機期間終了の連絡は行っていません。
- ・待機期間が終了すれば、通常の生活にお戻りください。
- ・健康状態にご留意いただき、引き続き感染対策をお願いします。

<お問い合わせ>（平日8:30~17:15）

富山県高岡厚生センター	0766-26-8414	8415
射水支所	0766-56-2666	
氷見支所	0766-74-1780	

○原則70歳以上等、重症化リスクのある陽性者の方には、医療機関からの届出を受理後、厚生センターから連絡します。それ以外の方には、ショートメッセージ(SMS)のみの場合があります。

○富山県ホームページ【県民のみなさまへのご案内】新型コロナウイルス感染症感染確認から療養までのながれを参考に療養下さい。<https://www.pref.toyama.jp/120507/20220727kansen.html>

○体調が悪化した場合は、かかりつけ医や診断医療機関、厚生センター・支所にご連絡ください。

